認定証の申請と登録特定行為事業者登録の流れ

特定の研修

- 3号研修が初めて
- 3号研修が2回目以上

↓

3号の登録研修機関に申込

↓

- 3号研修基本研修修了
- 3号研修実地研修修了

（基本研修省略）
- 3号研修実地研修修了

不特定多数の研修

- 1号、2号研修が初めて
- 行為の種類追加希望

↓

1号、2号の登録研修機関に申込

↓

- 1号、2号の基本研修修了
- 1号、2号の実地研修修了

（基本研修省略）
- 追加行為の実地研修修了

↓

登録研修機関が研修修了証を発行

↓

京都府に「認定証」の申請をする
（研修修了証コピーを添付）

↓

申請から1～2ヶ月後、認定証が、手元に届く

＊登録日は、受理日（書類が不備なく整った日）

登録特定行為事業者登録

- 登録が初めて
- 行為の種類追加

↓

実地研修前に、事業所の体制整備が必要

＊事業所登録要件と同等の体制が必要

↓

京都府に、登録特定行為事業者の新規登録の申請をする

登録は、行為の種類別になっています
その行為ができる介護職員がいる場合（添付資料の名簿に掲載できる場合）は、申請可能です

京都府に追加登録の申請をする

↓

申請から1～2ヶ月後、登録証が、手元に届く

＊登録日は、受理日（書類が不備なく整った日）